附　則

この省令は、令和八年八月五日から施行する。

○国土交通省令第七十一号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　国土交通大臣　金子　恭之

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十四号）第四条第二項
二　国立研究開発法人建築研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十五号）第十条第二項
三　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十七号）第十条第二項
四　独立行政法人海技教育機構に関する省令（平成十三年国土交通省令第五十二号）第九条第二項
五　独立行政法人航空大学校に関する省令（平成十三年国土交通省令第五十三号）第九条第二項
六　独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）第九条第二項
七　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）第八条第二項
八　独立行政法人国際観光振興機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百三号）第九条第二項
九　独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）第四条第二項
十　独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百六号）第九条第二項
十一　独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百七号）第九条第二項
十二　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）第九条第二項
十三　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）第八条第二項
十四　特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和三年国土交通省令第七十五号）第三条第二項

附　則

この省令は、令和八年八月七日から施行する。

○環境省令第二十二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）を実施するため、国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日　　環境大臣　石原　宏高

国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令（平成十三年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第二十一条中「第五条第二項」を「第二十一条第三項において準用する同条第二項」に改める。

（独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

第三十二条の四　削除

（情報処理基盤産業室）

第三十二条の四　情報産業課に、情報処理基盤産業室を置く。

2　情報処理基盤産業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報産業課の所掌事務に係る物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務のうち電子計算機に関すること（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち、電子計算機に関すること（プログラムに係るものに限る。）。

3　情報処理基盤産業室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関する事務をつかさどる。

4　情報処理基盤産業室に、室長を置く。